

## 平川市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(趣旨)

第1条 このガイドラインは、平川市ホームページのページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、平川市ホームページ広告取扱要領（平成22年8月26日制定）第5条第2項に規定する広告表現に関する基準として定めるものとする。

(禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン
- (2) アラートマーク（「警告」「注意」等あたかも警告を発しているかのような誤解を与えるものをいう。）
- (3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるものをいう。）
- (4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるものをいう。）
- (5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるような誤解を与えるものをいう。）
- (6) GIFアニメーション
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入力等何らかの操作ができると誤解させるおそれのあるもの

(ALT属性)

第3条 バナー広告の画像には、内容を的確に示すため、ALT属性を付けるものとする。

(平川市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが平川市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止する。

- (1) 平川市ホームページと類似する色調及び字体を使用するもの
- (2) 利用者が本市の事業であると誤解を与えるおそれのあるもの

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は、文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成22年11月1日から施行する。